

見守り 新鮮情報

スマートフォンで筋肉増強のサプリメントが約**500円**で購入できるという広告を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって、再び同じ商品が届き、今度は**6千円以上**になるとの請求書が入って

いた。事業者に電話したところ、**4回購入**が**条件**の**定期購入**だと言われた。画面の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は**気付かなかつた。**(60歳代 男性)



「お試し」「1回だけ」のつもりが**定期購入**だった!?

ひとこと助言

契約条件を確認しよう



本文イラスト：黒崎 玄

- ホームページ等の広告を見て、健康食品等を低価格で購入出来ると思って申し込んだが、実際には数ヶ月間の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。
- 定期購入の契約条件によっては途中での解約が出来なかったり、解約しようと事業者に連絡しても、電話がつながらなかったりする場合も多くあります。
- 商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品は出来るのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り新鮮情報 第302号（2018年2月27日）発行：独立行政法人国民生活センター

香取市消費生活センター TEL:0478-50-1300